

福岡県公報

平成18年 9 月29日
第 2 5 8 9 号

目 次

告 示 (第1865号—第1876号)

| | | |
|-----------------------------|---------|---------|
| ○港湾計画の変更の概要 | (港 湾 課) | …………… 2 |
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (治 山 課) | …………… 2 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治 山 課) | …………… 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | …………… 3 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | …………… 3 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | …………… 3 |
| ○基本測量の実施 | (土木管理課) | …………… 4 |
| ○公共測量の実施 | (土木管理課) | …………… 4 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | …………… 4 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | …………… 4 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治 山 課) | …………… 5 |
| ○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 | (治 山 課) | …………… 5 |

公 告

| | | |
|--------------------------------|------------|---------|
| ○平成17年度財団法人道府県会館の災害相互共済事業の経営状況 | (総務事務センター) | …………… 5 |
| ○落札者等の公示 | (高度情報政策課) | …………… 6 |
| ○落札者等の公示 | (高度情報政策課) | …………… 6 |
| ○落札者等の公示 | (高度情報政策課) | …………… 6 |
| ○落札者等の公示 | (高度情報政策課) | …………… 7 |
| ○落札者等の公示 | (高度情報政策課) | …………… 7 |

| | | |
|----------|-----------|---------|
| ○落札者等の公示 | (高度情報政策課) | …………… 8 |
| ○落札者等の公示 | (高度情報政策課) | …………… 8 |
| ○落札者等の公示 | (高度情報政策課) | …………… 9 |
| ○落札者等の公示 | (高度情報政策課) | …………… 9 |
| ○落札者等の公示 | (高度情報政策課) | ……………10 |

選挙管理委員会

| | | |
|---|---------|---------|
| ○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の50分の1の数 | (地 方 課) | ……………10 |
| ○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数 | (地 方 課) | ……………10 |
| ○県議会議員の解職を請求する場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | (地 方 課) | ……………10 |

警 察 本 部

| | | |
|-------------------------------------|-----------|---------|
| ○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | (警察本部警務課) | ……………11 |
| ○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 | (警察本部警務課) | ……………12 |
| ○個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示 | (警察本部警務課) | ……………13 |

雑 報

| | | |
|---------------|-------------------|---------|
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………14 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………14 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………15 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………15 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………16 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………17 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………17 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………17 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………18 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………18 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課・西日本宝くじ事務協議会) | ……………19 |

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………19

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………20

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………20

○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………21

○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………22

○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………22

○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………22

○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………23

○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………23

○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………23

○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………24

○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………24

○審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表 (教育庁義務教育課) ……………24

正 誤

○土地収用法に基づく裁決手続の開始 (平成18年福岡県収用委員会告示第6号) 中正誤 ……………27

告 示

福岡県告示第1865号

港湾法 (昭和25年法律第218号) 第3条の3第9項の規定に基づき、三池港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成18年9月29日

三池港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 麻 生 渡

1 港湾計画の変更の概要

三池港港湾計画 (平成12年2月福岡県告示第190号によりその概要を公示。平成15年2月福岡県告示第298号により港湾計画の変更の概要を公示。) について、土地利用の需要の変化に対応するため変更した事項は、次のとおりである。

(1) 危険物取扱施設計画 (変更)

| 地区名 | 用 途 | 面 積 (ヘクタール) | 備 考 |
|-----|-----------|-------------|---------|
| 内港南 | 危険物取扱施設用地 | 15 | 既設の変更計画 |

(2) 土地利用計画 (変更)

| 地区名 | 面 積 (ヘクタール) | 用 途 |
|-----|-------------|-----------|
| 内港南 | 68 | 工業用地 |
| | 15 | 危険物取扱施設用地 |

2 港湾計画の縦覧の場所

- (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県土木部港湾課
- (2) 大牟田市小浜町24番1 福岡県大牟田土木事務所
- (3) 大牟田市新港町1番地 福岡県大牟田土木事務所三池港管理出張所

福岡県告示第1866号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

宗像市野坂字宮首899、903

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1867号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月19日農林水産省告示第1571号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---------|----------------|-----|-------|-----------------------------------|------------------|---------------|
| 朝 倉 県 道 | 殖 入 地 線 甘 木 | | 前 | 朝倉市大字石成1131番先から 同市大字中島田944番先まで | 4.0 ～ 11.0 | 223.0 |
| | | | 後 | 同上 | 4.0 ～ 11.0 | 223.0 |
| | | | 後 | 同上 | 8.5 ～ 18.5 | 240.0 |

福岡県告示第1869号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年9月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|--------|----------------|-----------------------------------|
| 朝 倉 | 殖 入 地 線 甘 木 | 朝倉市大字石成1131番先から 同市大字中島田944番先まで |

福岡県告示第1870号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|-----------|-------------------------------------|
| 豊前 | 犀川線 豊前 | 豊前市大字吉木1004番2先から 同市大字八屋1776番2先まで |

福岡県告示第1871号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量作業・電子基準点付属金属標標高取付作業）

2 測量の実施地域及び実施期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|----------|-------------------------------|
| 北九州市、大川市 | 平成18年11月15日から 平成19年2月28日まで |

福岡県告示第1872号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|--|------------------------------|
| 飯塚市鹿毛馬、田川郡福智町伊方、田川郡赤村大字内田、田川郡赤村大字赤、田川郡添田町大字中元寺 | 平成18年10月2日から 平成19年3月16日まで |

福岡県告示第1873号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人環境市民活動サポートセンター

(2) 代表者の氏名

三隅 佳子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区東田二丁目5番7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民の環境活動を支援するために環境団体、企業法人、個人、行政のネットワーク事業を行い、環境保全と地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1874号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本善力機構

(2) 代表者の氏名

高野 ジョチュウデン

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区三ヶ森二丁目5番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県を中心に国内外の人々に対して、学術、文化、芸術又はスポーツのイベント事業、情報化社会及び環境保全に関する啓発事業を行うと共に、それらの活動の助成及び支援の事業等を行うことで、国籍、性別に関りなく個性と能力を発揮することができる社会をつくることを目的とする。

福岡県告示第1875号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年3月7日農林水産省告示第313号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1876号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2069号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

平成17年度財団法人道府県会館の災害相互共済事業の経営状況について財団法人道府県会館理事長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により公表する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 建物損害共済事業決算額

分担金その他の収入合計額 1,300,290,209円

| | | |
|---|------------------|-----------------|
| 6 | 災害共済金経費その他の支出合計額 | 758,710,354円 |
| | 期末正味財産合計額 | 21,662,502,190円 |
| 2 | 水力発電用機械損害共済事業決算額 | |
| | 分担金その他の収入合計額 | 794,844,063円 |
| | 災害共済金経費その他の支出合計額 | 671,856,347円 |
| | 期末正味財産合計額 | 6,478,492,716円 |

公告
 落札者等について、次のとおり公示します。
 平成18年9月29日
 福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
 ふくおかギガビットハイウェイ運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 (1) 部局の名称
 福岡県企画振興部高度情報政策課
 (2) 所在地
 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
 平成18年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 (1) 氏名
 九州通信ネットワーク株式会社
 (2) 住所
 福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 185,988,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

- 7 随意契約を行った理由
 政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告
 落札者等について、次のとおり公示します。
 平成18年9月29日
 福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
 福岡県電子申請システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 (1) 部局の名称
 福岡県企画振興部高度情報政策課
 (2) 所在地
 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
 平成18年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 (1) 三菱電機株式会社九州支社
 福岡市中央区天神二丁目12番1号
 (2) 西鉄情報システム株式会社
 福岡市中央区渡辺通二丁目9番3号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 33,075,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約を行った理由
 政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
電子調達システム用機器等の保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
東芝ソリューション株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市中央区長浜二丁目4番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
40,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称

福岡県電子調達システム運用保守業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
東芝ソリューション株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市中央区長浜二丁目4番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
38,850,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
大型電子計算機ホスティング業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
97,650,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告
落札者等について、次のとおり公示します。
平成18年9月29日
福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称
情報システムアウトソーシング業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
194,250,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告
落札者等について、次のとおり公示します。
平成18年9月29日
福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称
福岡県行政情報通信ネットワーク等運用管理業務委託（平成18年5月～平成19年3月）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成18年4月7日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
西日本電信電話株式会社福岡支店

- (2) 住所
福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
31,185,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成18年2月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
光ファイバケーブル心線の賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
九州通信ネットワーク株式会社
- (2) 住所
福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
135,702,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称及び見込数量
- サーバ等設置に係る賃貸借
- 初期導入ラック数 2ラック
年間使用ラック数 654ラック
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
株式会社キューデンインフォコム
- (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 初期導入経費 1ラック当たり 105,000円
月額賃借料 1ラック当たり 144,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称及び見込数量

アウトソーシングに伴う磁気ディスクサービス業務委託

ストレージ装置での磁気ディスク領域 42,288GB

仮想テープ装置での磁気ディスク領域 31,200GB

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ストレージ装置での磁気ディスク領域経費 1GB/月当たり 2,100円

仮想テープ装置での磁気ディスク領域経費 1GB/月当たり 840円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成18年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成18年9月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

81,517

福岡県選挙管理委員会告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、出納長、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成18年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成18年9月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

745,972

福岡県選挙管理委員会告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成

18年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成18年9月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

| 選挙区名 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 |
|----------|--------------------|
| 北九州市門司区 | 30,864 |
| 北九州市小倉北区 | 49,838 |
| 北九州市小倉南区 | 57,579 |
| 北九州市若松区 | 23,965 |
| 北九州市八幡東区 | 21,169 |
| 北九州市八幡西区 | 69,566 |
| 北九州市戸畑区 | 17,393 |
| 福岡市東区 | 70,664 |
| 福岡市博多区 | 51,011 |
| 福岡市中央区 | 44,875 |
| 福岡市南区 | 65,584 |
| 福岡市城南区 | 32,698 |
| 福岡市早良区 | 55,149 |
| 福岡市西区 | 47,840 |
| 大牟田市・三池郡 | 40,664 |
| 久留米市 | 62,941 |
| 直方市 | 16,276 |
| 飯塚市 | 21,625 |
| 田川市 | 14,377 |
| 柳川市 | 10,967 |
| 甘木市 | 11,411 |
| 八女市 | 10,362 |
| 筑後市 | 12,694 |
| 大川市 | 10,881 |

| | |
|---------|--------|
| 行橋市 | 19,237 |
| 中間市 | 13,250 |
| 小都市・三井郡 | 24,095 |
| 筑紫野市 | 25,800 |
| 春日市・筑紫郡 | 40,316 |
| 大野城市 | 24,281 |
| 宗像市 | 22,431 |
| 太宰府市 | 18,212 |
| 前原市・糸島郡 | 26,422 |
| 古賀市 | 14,843 |
| 糟屋郡 | 54,307 |
| 宗像郡 | 18,276 |
| 遠賀郡 | 26,808 |
| 鞍手郡 | 16,428 |
| 嘉穂郡・山田市 | 31,951 |
| 朝倉郡 | 13,633 |
| 浮羽郡 | 14,751 |
| 三潞郡 | 11,876 |
| 八女郡 | 14,954 |
| 山門郡 | 17,412 |
| 田川郡 | 25,348 |
| 京都郡 | 15,545 |
| 築上郡・豊前市 | 18,058 |

警察本部

福岡県公安委員会規則第20号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年9月29日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 一般国道の部442号の項中「八女市大字納楚」を「八女市納楚」に改め、同表県道の部佐賀八女線の項中「八女市大字龍ヶ原」を「八女市龍ヶ原」に改め、同表市道の部八女西部南北線の項中「八女市大字鶴池」を「八女市鶴池」に、「同市大字室岡」を「同市室岡」に改め、同部旧飛行場外郭二号線の項中「八女市大字亀甲」を「八女市亀甲」に、「同市大字室岡」を「同市室岡」に改め、同部岡山58号線の項及び岡山61号線の項中「八女市大字室岡」を「八女市室岡」に、「同市大字室岡」を「同市室岡」に改め、同部岡山184号線の項中「八女市大字龍ヶ原」を「八女市龍ヶ原」に、「同市大字亀甲」を「同市亀甲」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第21号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年9月29日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県東警察署の部名島交番の項中「名島2丁目22番8号」を「名島2丁目22番18号」に改め、同部小松町交番の項中「箱崎6丁目12番26号」を「箱崎6丁目12番25号」に改め、同部志賀島駐在所の項中「大字志賀島1276番地の11」を「大字志賀島1276番地11」に改め、同表福岡県早良警察署の部脇山駐在所の項中「大字脇山1744番地の4」を「大字脇山1744番地4」に改め、同表福岡県西警察署の部宮ノ浦駐在所の項中「大字宮浦1959番地の3」を「大字宮浦1959番地3」に改め、同部能古駐在所の項中「能古725番地の10」を「能古725番地10」に改め、同部今津駐在所の項中「今津737番地

の3」を「今津737番地3」に改め、同表福岡県宗像警察署の部大島駐在所の項中「大島1809番地の5」を「大島1809番地5」に改め、同表福岡県若松警察署の部安屋駐在所の項中「大字安屋1679番地の29」を「大字安屋1679番地29」に改め、同表福岡県八幡東警察署の部河内駐在所の項中「大字大蔵2500番地の1」を「大字大蔵2500番地1」に改め、同表福岡県小倉北警察署の部小倉駅前交番の項中「京町3丁目7番3号」を「京町3丁目7番1号」に改め、同表福岡県小倉南警察署の部東谷駐在所の項中「大字木下1215番地の1」を「大字木下1215番地1」に改め、同表福岡県門司警察署の部柄杓田駐在所の項中「大字柄杓田1413番地の7」を「大字柄杓田1413番地7」に改め、同表福岡県直方警察署の部中山交番の項中「大字中山2824番地の161」を「大字中山2824番地161」に改め、同部新北駐在所の項中「大字新北1041番地の1」を「大字新北1041番地1」に改め、同表福岡県添田警察署の部大任交番の項中「大字大行事1617番地の4」を「大字大行事1617番地4」に改め、同表福岡県田川警察署の部香春交番の項中「大字高野99番地の4」を「大字高野999番地4」に改め、同表福岡県筑紫野警察署の部山家駐在所の項中「大字山家4757番地」を「大字山家4757番地1」に改め、同部山口駐在所の項中「大字山口26番地1」を「大字山口26番地5」に改め、同部南畑駐在所の項中「大字不入道277番地の1」を「大字不入道277番地2」に改め、同表福岡県前原警察署の部二丈交番の項中「大字深江525番地」を「大字深江525番地の1」に改め、同表福岡県小郡警察署の部大刀洗交番の項中「大字本郷4649番地の1」を「大字本郷4649番地1」に改め、同表福岡県うきは警察署の部田主丸交番の項中「田主丸町田主丸407番地1」を「田主丸町田主丸406番地3」に改め、同表福岡県八女警察署の部中

「

| | |
|------|------------------|
| 土橋交番 | 八女市大字本村379番地の1の2 |
|------|------------------|

」を

「

| | |
|------|---------------|
| 土橋交番 | 八女市本村379番地1の2 |
|------|---------------|

」に改め、

同部広川交番の項中「大字新代1790番地の2」を「大字新代1790番地2」に改め、同部中

「

| | |
|-------|----------------|
| 忠見駐在所 | 八女市大字忠見656番地の1 |
|-------|----------------|

」を

「

| | |
|-------|-------------|
| 忠見駐在所 | 八女市忠見656番地1 |
|-------|-------------|

」に改め、

同部光友駐在所の項中「大字谷川1115番地の1」を「大字谷川1115番地1」に改め、同部北山駐在所の項中「大字北山1091番地の8」を「大字北山1091番地8」に改め、同部辺春駐在所の項中「大字上辺春403番地の2」を「大字上辺春403番地2」に改め、同表福岡県黒木警察署の部中

「

| | |
|--------|--------------------|
| 横山駐在所 | 八女郡上陽町大字上横山4479番地1 |
| 北川内駐在所 | 八女郡上陽町大字北川内643番地1 |

」を

「

| | |
|--------|------------------|
| 横山駐在所 | 八女市上陽町上横山4479番地1 |
| 北川内駐在所 | 八女市上陽町北川内643番地1 |

」に改め、

同部矢部駐在所の項中「大字北矢部10511番地の1」を「大字北矢部10511番地1」に改め、同表福岡県大川警察署の部大木交番の項中「大字八町牟田255番地の1」を「大字八町牟田255番地1」に改め、同表福岡県柳川警察署の部垂見駐在所の項中「三橋町棚町505番地の14」を「三橋町棚町505番地14」に改める。

別表第3福岡県福岡空港警察署の部国内線連絡派出所の項中「大字下臼井767番地の1」を「大字下臼井767番地1」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、別表第1福岡県東警察署の部志賀島駐在所の項、福岡県早良警察署の部脇山駐在所の項並びに福岡県西警察署の部宮ノ浦駐在所の項、能古駐在所の項及び今津駐在所の項の改正規定並びに別表第3福岡県福岡空港警察署の部国内線連絡派出所の項の改正規定は、同月10日から施行する。

福岡県警察本部告示第58号

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年9月29日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示

(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第1条 個人情報保護窓口設置規程(平成18年3月福岡県警察本部告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表西警察署個人情報保護窓口の項中「今宿町106番地の1」を「今宿町106番地1」に改め、同表粕屋警察署個人情報保護窓口の項中「大字上大隈147番地の1」を「大字上大隈147番地1」に改め、同表若松警察署個人情報保護窓口の項中「大字藤木267番地の13」を「大字藤木267番地13」に改め、同表小郡警察署個人情報保護窓口の項中「大板井234番地の1」を「大板井234番地1」に改め、同表うきは警察署個人情報保護窓口の項中「吉井町343番地の3」を「吉井町343番地3」に改め、同表八女警察署個人情報保護窓口の項中「八女市大字本町」を「八女市本町」に改め、同表黒木警察署個人情報保護窓口の項中「大字桑原248番地の1」を「大字桑原248番地1」に改め、同表大川警察署個人情報保護窓口の項中「大字郷原483番地の2」を「大字郷原483番地2」に改め、同表柳川警察署個人情報保護窓口の項中「三橋町今古賀53番地の1」を「三橋町今古賀53番地1」に改め、同表豊前警察署個人情報保護窓口の項中「大字荒堀535番地の1」を「大字荒堀535番地1」に改め、同表福岡空港警察署個人情報保護窓口の項中「大字下臼井782番地の1」を「大字下臼井782番地1」に改める。

(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第2条 情報公開窓口設置規程(平成14年6月福岡県警察本部告示第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表西警察署情報公開窓口の項中「今宿町106番地の1」を「今宿町106番地1」に改め、同表粕屋警察署情報公開窓口の項中「大字上大隈147番地の1」を「大字上大隈147番地1」に改め、同表若松警察署情報公開窓口の項中「大字藤木267番地の13」を「大字藤木267番地13」に改め、同表小郡警察署情報公開窓口の項中「大板井234番地の1」を「大板井234番地1」に改め、同表うきは警察署情報公開窓口の項中「吉井町343番地の3」を「吉井町343番地3」に改め、同表八女警察署情報公開窓口の項中「八女市大字本町」を「八女市本町」に改め、同表黒木警察署情報公

開窓口の項中「大字桑原248番地の1」を「大字桑原248番地1」に改め、同表大川警察署情報公開窓口の項中「大字郷原483番地の2」を「大字郷原483番地2」に改め、同表柳川警察署情報公開窓口の項中「三橋町今古賀53番地の1」を「三橋町今古賀53番地1」に改め、同表豊前警察署情報公開窓口の項中「大字荒堀535番地の1」を「大字荒堀535番地1」に改め、同表福岡空港警察署情報公開窓口の項中「大字下臼井782番地の1」を「大字下臼井782番地1」に改める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第1条中個人情報保護窓口設置規程第2条第2項の表西警察署個人情報保護窓口の項及び福岡空港警察署個人情報保護窓口の項の改正規定並びに第2条中情報公開窓口設置規程第2条第2項の表西警察署情報公開窓口の項及び福岡空港警察署情報公開窓口の項の改正規定は、同月10日から施行する。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1813回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- | | | |
|---|-------------------|-------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1813回西日本宝くじ |
| 2 | 受託銀行等の名称 及び所在地 | 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 | 発売総額及び通数 | 300,000,000円 10万通 30組 |
| 4 | 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 5 | 発 売 期 間 | 平成18年10月5日から 平成18年10月11日まで |

- 6 抽 せ ん 日 平成18年10月13日
7 当せん金支払開始日 平成18年10月18日
8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当 せ ん 金 額 | 当 せ ん の 数 |
|---------------|-------------|-----------|
| 1 等 | 10,000,000円 | 2本 |
| 1 等 の 前 後 賞 | 500,000円 | 4本 |
| 1 等 の 組 違 い 賞 | 50,000円 | 58本 |
| 2 等 | 1,000,000円 | 6本 |
| 3 等 | 100,000円 | 60本 |
| 4 等 | 10,000円 | 3,000本 |
| 5 等 | 1,000円 | 30,000本 |
| 6 等 | 100円 | 300,000本 |

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1814回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- | | | |
|---|-------------------|------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1814回西日本宝くじ |
| 2 | 受託銀行等の名称 及び所在地 | 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区内幸町1-1-5 |

3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通

4 証票金額 1枚 200円

5 発売期間 平成18年10月11日から
平成18年10月25日まで

6 当せん金支払開始日 平成18年10月11日

7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-----|----------|----------|
| 1 等 | 300,000円 | 70本 |
| 2 等 | 30,000円 | 483本 |
| 3 等 | 10,000円 | 3,514本 |
| 4 等 | 5,000円 | 11,200本 |
| 5 等 | 500円 | 350,000本 |

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1815回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1815回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組

4 証票金額 1枚 100円

5 発売期間 平成18年10月12日から
平成18年10月18日まで

6 抽せん日 平成18年10月20日

7 当せん金支払開始日 平成18年10月25日

8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|---------|-------------|----------|
| 1 等 | 20,000,000円 | 2本 |
| 1等の前後賞 | 2,500,000円 | 4本 |
| 1等の組違い賞 | 50,000円 | 58本 |
| 2 等 | 1,000,000円 | 6本 |
| 3 等 | 50,000円 | 90本 |
| 4 等 | 10,000円 | 300本 |
| 5 等 | 1,000円 | 30,000本 |
| 6 等 | 100円 | 300,000本 |

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1816回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1816回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成18年10月19日から
平成18年10月25日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成18年10月27日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年11月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|---------------|-------------|----------|
| 1 等 | 15,000,000円 | 2本 |
| 1 等 の 前 後 賞 | 2,500,000円 | 4本 |
| 1 等 の 組 違 い 賞 | 50,000円 | 48本 |
| 2 等 | 300,000円 | 25本 |
| 3 等 | 30,000円 | 50本 |
| 4 等 | 10,000円 | 500本 |
| 5 等 | 1,000円 | 25,000本 |
| 6 等 | 100円 | 250,000本 |

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1817回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1817回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成18年10月26日から
平成18年11月8日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年10月26日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-----|----------|----------|
| 1 等 | 200,000円 | 105本 |
| 2 等 | 50,000円 | 700本 |
| 3 等 | 5,000円 | 14,168本 |
| 4 等 | 500円 | 350,000本 |

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1818回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1818回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年10月26日から
平成18年11月8日まで
- 6 抽せん日 平成18年11月10日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年11月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|---------|-------------|---------|
| 1 等 | 60,000,000円 | 2本 |
| 1等の前後賞 | 20,000,000円 | 4本 |
| 1等の組違い賞 | 100,000円 | 88本 |
| 2 等 | 5,000,000円 | 4本 |
| 3 等 | 500,000円 | 45本 |
| 4 等 | 100,000円 | 45本 |
| 5 等 | 10,000円 | 900本 |
| 6 等 | 1,000円 | 45,000本 |

| | | | |
|---|---|------|----------|
| 7 | 等 | 200円 | 450,000本 |
|---|---|------|----------|

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1819回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1819回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年11月9日から
平成18年11月15日まで
- 6 抽せん日 平成18年11月17日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年11月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-----|-------------|-------|
| 1 等 | 10,000,000円 | 2本 |

| | | |
|---------|------------|----------|
| 1等の前後賞 | 1,000,000円 | 4本 |
| 1等の組違い賞 | 50,000円 | 48本 |
| 2等 | 100,000円 | 50本 |
| 3等 | 50,000円 | 250本 |
| 4等 | 5,000円 | 2,500本 |
| 5等 | 1,000円 | 25,000本 |
| 6等 | 100円 | 250,000本 |

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第30号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1820回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1820回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年11月16日から
平成18年11月22日まで

6 抽せん日 平成18年11月27日

7 当せん金支払開始日 平成18年12月4日

8 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|---------|-------------|----------|
| 1等 | 20,000,000円 | 2本 |
| 1等の前後賞 | 500,000円 | 4本 |
| 1等の組違い賞 | 50,000円 | 48本 |
| 2等 | 100,000円 | 25本 |
| 3等 | 10,000円 | 250本 |
| 4等 | 3,000円 | 2,500本 |
| 5等 | 1,000円 | 25,000本 |
| 6等 | 100円 | 250,000本 |

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第31号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1821回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1821回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年11月22日から
平成18年12月6日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年11月22日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|----|------------|----------|
| 1等 | 1,000,000円 | 30本 |
| 2等 | 50,000円 | 300本 |
| 3等 | 5,000円 | 12,732本 |
| 4等 | 500円 | 300,000本 |

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第32号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1822回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1822回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年12月7日から
平成18年12月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年12月7日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|----|----------|----------|
| 1等 | 100,000円 | 180本 |
| 2等 | 50,000円 | 260本 |
| 3等 | 5,000円 | 8,288本 |
| 4等 | 500円 | 200,000本 |

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第33号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1823回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1823回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年12月7日から
平成18年12月13日まで
- 6 抽せん日 平成18年12月15日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年12月20日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|---------|-------------|----------|
| 1等 | 10,000,000円 | 2本 |
| 1等の前後賞 | 1,000,000円 | 4本 |
| 1等の組違い賞 | 50,000円 | 48本 |
| 2等 | 100,000円 | 50本 |
| 3等 | 10,000円 | 2,500本 |
| 4等 | 1,000円 | 25,000本 |
| 5等 | 100円 | 250,000本 |

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第34号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1824回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1824回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年12月14日から
平成18年12月27日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年12月14日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|--------|----------|----------|
| 1等 | 500,000円 | 70本 |
| 2等 | 50,000円 | 140本 |
| 3等 | 10,000円 | 700本 |
| 4等 | 5,000円 | 8,540本 |
| 5等 | 500円 | 350,000本 |
| クリスマス賞 | 2,000円 | 17,500本 |

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第35号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1825回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1825回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円
10万通 70組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成18年12月21日から
平成19年1月4日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成19年1月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年1月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|---------------|-------------|----------|
| 1 等 | 60,000,000円 | 3本 |
| 1 等 の 前 後 賞 | 20,000,000円 | 6本 |
| 1 等 の 組 違 い 賞 | 100,000円 | 207本 |
| 2 等 | 5,000,000円 | 7本 |
| 3 等 | 50,000円 | 70本 |
| 4 等 | 30,000円 | 700本 |
| 5 等 | 5,000円 | 7,000本 |
| 6 等 | 1,000円 | 70,000本 |
| 7 等 | 200円 | 700,000本 |

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第36号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1826回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1826回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,600,000,000円
800万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成18年12月28日から
平成19年1月16日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年12月28日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-------|------------|----------|
| 1 等 | 1,000,000円 | 112本 |
| 2 等 | 100,000円 | 128本 |
| 3 等 | 5,000円 | 1,024本 |
| 4 等 | 500円 | 800,000本 |
| 特 別 賞 | 1,000円 | 160,000本 |

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。
(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1827回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成19年1月11日から
平成19年1月17日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 107,400,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,534,090円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,500,000円
- 8 受託申請期限 平成18年10月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1828回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成19年1月18日から
平成19年1月24日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 106,150,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,695,265円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,500,000円
- 8 受託申請期限 平成18年10月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1829回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 900,000,000円
1組10万通 45組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成19年1月25日から
平成19年2月7日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 398,800,000円

| | | | |
|---|----------------------|---------|-------------|
| 6 | 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し | 78,273,090円 |
| 7 | その他発売経費 | 発売総額に対し | 48,690,000円 |
| 8 | 受託申請期限 | | 平成18年10月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

| | | |
|---|----------------------|-----------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1830回西日本宝くじ |
| 2 | 発売総額及び通数 | 800,000,000円 400万通 |
| 3 | 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 | 発 売 期 間 | 平成19年2月7日から 平成19年2月21日まで |
| 5 | 当せん金の総額 | 発売総額に対し 343,240,000円 |
| 6 | 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 72,772,980円 |
| 7 | その他発売経費 | 発売総額に対し 66,000,000円 |
| 8 | 受託申請期限 | 平成18年10月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

| | | |
|---|----------------------|------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1831回西日本宝くじ |
| 2 | 発売総額及び通数 | 300,000,000円 1組10万通 30組 |
| 3 | 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 | 発 売 期 間 | 平成19年2月22日から 平成19年2月28日まで |
| 5 | 当せん金の総額 | 発売総額に対し 125,900,000円 |
| 6 | 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,631,840円 |
| 7 | その他発売経費 | 発売総額に対し 23,400,000円 |
| 8 | 受託申請期限 | 平成18年10月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

| | | |
|---|----------|-----------------------|
| 1 | 名 称 | 第1832回西日本宝くじ |
| 2 | 発売総額及び通数 | 700,000,000円 350万通 |
| 3 | 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 | 発 売 期 間 | 平成19年2月22日から |

| | |
|------------------------|----------------------|
| | 平成19年3月7日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 302,176,000円 |
| 6 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 63,689,073円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 57,750,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年10月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

| | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1833回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 600,000,000円 300万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成19年3月8日から 平成19年3月19日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 257,502,000円 |
| 6 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 54,353,691円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 49,500,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年10月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

| | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1834回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 900,000,000円 1組10万通 90組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成19年3月12日から 平成19年3月28日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 380,300,000円 |
| 6 売りさばき及び 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 88,506,705円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 70,200,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年10月13日 |

雑 報

福岡県立学校教育振興計画審議会公告

福岡県立学校教育振興計画に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第8条の規定により、提出された意見の要旨及び教育委員会への答申について、次のとおり公表します。

平成18年9月29日

福岡県立学校教育振興計画審議会会長 迎 静 雄

第1 提出された意見の要旨

1 特別支援教育の現状と課題についての意見

- ・ LD、ADHD、高機能自閉症への小・中・高校の対応について、言及が必要。

- ・ 特別支援学級について、言及が必要。
 - ・ 障害児探しや新たな振り分けにつながらないよう十分配慮する必要。
- 2 本県における特別支援教育の基本的な考え方についての意見
- ・ 障害者差別の現状を踏まえ、人権・同和教育の視点を踏まえた障害児教育の展開、社会の正しい認識を培う人権教育の推進とそのため的人的措置が必要。
 - ・ 教職員定数について、定数措置の改善、少人数学級編成の実施、特別支援コーディネーター配置、児童生徒支援加配の措置などが必要。
 - ・ 教科指導の充実のため、教員の教科指導力を高める取組を明記すべき。
 - ・ 学校内外の幅広い視点の下、障害の多様化に応じた適切な条件整備を行う必要。
 - ・ 地域の小・中学校への就学、社会参加の重視という視点が必要。
 - ・ 義務教育が受けられなかった人たちの義務教育の機会を保障する必要。
 - ・ LD、ADHD等の者について、本人や保護者の意思を尊重し、通級ではなく、普通学級での教育を保障する視点で進めるべき。
- 3 特別支援教育に対応した県立盲・聾・養護学校の在り方についての意見
- ・ 進路保障や自立支援のため、関係機関との連携を強化することを記述すべき。
 - ・ 関係機関間や保護者との連携については、必要な予算措置、県レベルでのネットワークづくり、一貫した支援体制整備など、具体的手立てを記述すべき。
 - ・ 多様な障害の状態に応じた指導内容や指導体制（関係機関との連携を含む）の整備が必要。
 - ・ 複数の障害に対応する学校では、安全確保、専門性等の教育条件、教育水準の確保のための具体的な手立てや慎重な対応が必要。また、どの障害種別の教育部門に在籍するかについては、本人、保護者の意向を十分反映すべき。
 - ・ 複数の障害に対応する学校は、安全面、教育の専門性及び施設設備に不安。また、同じ障害のある子どもたちの集団の減少等の弊害を危惧。
 - ・ 高等部が近隣になく進学を断念する事態、既存の高等部への生徒集中による教育環境の悪化、遠距離通学等を解消するため、早急に高等部を設置する必要。
 - ・ 政令市と県の養護学校の校区については、学習機会及び選択肢拡大のため、相互の高等部への入学を可能とする必要。

- ・ 重複障害に対応した医療設備、再調理、通学バスの充実など実施を求めるべき。
- ・ 小規模校でも、地域の障害者の教育と生活支援のためのセンターとして、その歴史と伝統が継承されるよう存続すべき。
- ・ 現在の聾学校は、障害に合った教育ができ、小規模ゆえに学べるものも多い。
- ・ 高等聾学校は、専門教育の選択の機会がなく、専攻科は、職業教育の内容と実際の進路との乖離があり、学科・コース、教育課程の改編の検討が必要。
- ・ 課題として、教育課程の工夫や教科指導の充実について記述すべき。
- ・ 中・長期的視点に立ち、安易に小規模校を統廃合等をしないこと。
- ・ センターの機能発揮のため、専任職員の配置と専門の支援部門の設置が必要。
- ・ 気軽に相談ができる窓口や場を学校、市町村等の身近な場に設けるべき。
- ・ 教員研修の機会の保障、教員免許保有率向上のための条件整備、適切な人事配置や教員養成など、専門性の向上に力を入れるべき。
- ・ 管理職の資質について明確にし、現職研修の充実、人事上の配慮を行うことが必要。
- ・ 子どもたちの安全確保と保護者負担に配慮し、看護師複数配置、教員による医療的ケアとその研修及び校外活動への医師等の同行について実施する必要。
- ・ 子どもの生活教育の場としての寄宿舎の教育的役割について明記すべき。
- ・ 寄宿舎の安易な統廃合などされないよう慎重な検討を願う。
- ・ 遠方の高等部に入学し寄宿舎生活を余儀なくされている者があり、寄宿舎の必要がない体制づくりを明言すべき。
- ・ 交流教育については、居住区の学校との交流が望ましい。
- ・ 通学バスについては、児童生徒の安全確保のため、増便、リフト付きバス導入、添乗員増員等が必要。
- ・ PDCAについて、内容がわかりやすく、用語解説を付加すべき。
- ・ 喫緊の課題が多すぎる。小規模校が問題ではなく、養護学校の大規模化が問題。
- ・ 変化の激しい時代であり、答申で予測できない新たな課題が生じる可能性が大。適時適切に喫緊の課題に的確に対応していくことを明言すべき。

- ・ 子どもたち、保護者等の願いや実態などを無視した施策が行われぬよう切望。

第2 答申の名称

福岡県における今後の特別支援教育の在り方について

第3 答申の要旨

I 特別支援教育の現状と課題

1 国における動向

- (1) 障害者施策全般
- (2) 学校教育

2 本県における現状と課題

- (1) 盲学校
- (2) 聾学校
- (3) 知的障害養護学校
- (4) 肢体不自由養護学校
- (5) 病弱養護学校
- (6) 小・中・高等学校等

II 本県における特別支援教育の基本的な考え方

1 基本的理念

2 基本的取組の方向性

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進
- (2) 適切な教育の場と教育環境の整備
- (3) 地域における教育的支援の充実
- (4) 教員の資質能力及び学校の専門性の向上

III 特別支援教育に対応した県立盲・聾・養護学校の在り方

1 新たな学校制度への転換

2 本県における特別支援学校の在り方

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進
 - ア 障害の状態に応じた指導の充実
 - イ 教育の一貫性・継続性の確保
 - ウ 多様な進路に対応した教育の充実

(2) 適切な教育の場と教育環境の整備

ア 整備の基本的な考え方

イ 具体的な整備の在り方

- (ア) 知的障害の児童生徒の受入体制の整備
- (イ) 肢体不自由教育の場の整備
- (ウ) 盲学校、聾学校、病弱養護学校の小規模化への対応

(3) 地域における教育的支援の充実

ア 特別支援教育のセンター的機能の充実

イ 校内体制の整備

ウ 理解啓発の推進

(4) 教員の資質能力及び学校の専門性の向上

ア 求められる専門性の内容

イ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

ウ 研修システムや校内体制等の整備

(5) その他必要な方策

ア 障害の重度・重複化に伴う課題への対応

イ 交流及び共同学習の推進

ウ 寄宿舎の見直し

エ 通学バスの整備

第4 答申の閲覧場所等

1 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁内）

2 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）

3 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）

4 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）

5 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

6 福岡県教育委員会のホームページ（福岡県のホームページ内）

（http://www.pref.fukuoka.lg.jp./wbase.nsf/doc/kyoiku_index.html）

正 誤

| 発行年月日 | 公報 番号 | 種類 | 同上 番号 | ページ | 欄 | | 行 | 備 考 | 正 | 誤 |
|--------|----------|-------------|----------|-----|---|---|----|-----|-------------------------|-------------------------|
| | | | | | 上 | 下 | | | | |
| 18・9・8 | 2581 | 収用委員 会告示 | 6 | 8 | ○ | | 10 | | 同区博多 [○] 駅東一丁目 | 同区博多 [●] 区東一丁目 |

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
チユルエツ株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)